花巻市営建設工事の競争入札における一抜け方式事務取扱要領

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（平成２３年３月２８日市長決裁）

（趣旨）

第１　この要領は、市が発注する建設工事の競争入札における一抜け方式に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２　この要領において、一抜け方式とは、同日に開札する競争入札において、同一の工種かつ同

一の等級の工事が複数あるときに、落札する決定順位（以下「落札決定順位」という。）をあら

かじめ定めておき、落札決定順位が上位の工事で落札者又は落札候補者（以下「落札者等」とい

う。）となった者の他の工事における入札書を無効とすることにより落札者等を決定する入札方

式をいう。

（対象工事）

第３　一抜け方式による競争入札を行う対象の建設工事は、等級別に格付けされている土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事及び舗装工事とし、指名通知又は公告により周知するものとする。

（一抜け方式の例外）

第４　第３の規定に関わらず、落札決定順位が下位の工事において、当該複数の工事数及び参加者数の状況から、一抜け方式による入札を行うと参加者が１者となる等、競争性が確保できないおそれのあるとき、又は市長が特に必要と認めるときは、一抜け方式による入札は行わないものとする。

（委任）

第５　この要領に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附　則

この要領は、平成２３年４月１日から施行し、施行日後に行われる指名通知及び公告に係る工事の請負契約から適用する。

附　則（令和６年１月２４日部長決裁）

この要領は、令和６年１月２４日から施行する。